

夫婦別姓訴訟控訴棄却判決に関する声明

夫婦同姓を定めた民法が、憲法や女性差別撤廃条約に違反するとして、男女5人が国を相手に慰謝料を求めた初の国家賠償請求訴訟の控訴審判決で、東京高等裁判所（荒井勉裁判長）は3月28日、規定を合憲と判断し、控訴を棄却しました。立法府が正当な理由なく長期にわたり法改正を怠ってきたにもかかわらず、裁判所が立法府の裁量権を幅広く認めてしまい、国民の基本的な権利・自由を擁護するために合憲性を厳格に審査しなかったことは極めて残念であり、深く失望しています。

選択的夫婦別姓制が実現しないために法律婚ができない、あるいは旧姓を通称使用せざるを得ない当事者が、規定の合憲性を問うよりさらに難しい国賠訴訟に踏みきり、国の立法不作為を、憲法や条約に照らして真正面から問うたことに対して、高裁は国賠法上の違法性を認めなかっただけでなく、憲法上の人権保障規定を実効あるものとして解釈・運用しようとする姿勢すら示しませんでした。

とりわけ、合憲判断の根拠に、政府の世論調査結果が用いられたことは極めて問題です。

判決は、2012年調査において賛成が35.5%、反対が36.4%だったことを挙げ、2001年調査で賛成が大幅に増えたものの、それ以降は賛成の割合が減少し、最近の傾向としては賛否が拮抗している状況にある、としています。しかしながら、2006年調査以降、2001年調査で賛成が多かった若年層の標本数を極端に減らし、反対の高齢層を大幅に増やしていたことが明らかになりました。この問題は、調査結果の公表直後から国会質疑でもたびたび指摘され、今年3月13日の参議院法務委員会では、政府参考人から「回答結果を人口構成に補正すると、賛成35.5%が36.6%に増加し、反対は36.4%が34.6%に減少する」と答弁があり、賛成が反対を上回ることが判明しました。

世論調査結果で賛成多数が明らかになったことから、立法府にも、司法にも、法改正しない根拠として反対多数を挙げることの正当性は失われました。そもそも、世論の動向で国民の基本的な権利・自由が制約されることがあってはならず、国連も政府が改正しない理由に世論調査を挙げていることを厳しく指摘しています。

本件の原告は、選択的夫婦別姓制が実現しないために、事実婚や通称使用をしながら、不都合や煩雑さに耐えてきました。特に、原告団長の塚本協子さんは半世紀以上もこのことに苦しみ、法改正を求めてきました。これほどの不都合や不利益の蓄積が看過されていいはずがありません。原告は上告しますが、憲法によって違憲審査権を付与されている最高裁が、立法不作為を糾し、立法不作為により制約を受けている基本的な権利・自由を擁護するという「司法の役割」を果たすことを期待します。